

四万十町学校適正配置審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、四万十町学校適正配置計画の策定及び実施に関し、必要な調査並びに審議を行い、その結果を町長に答申し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 児童生徒の保護者 6人以内

(2) 地域審議会の委員 3人以内

(3) 区長会の代表者 3人以内

(4) 学校長 5人以内

(5) 学識経験者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞職したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮りこれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。